

奈良市協働政策提案制度の概要(案)

◇奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例から見た「協働政策提案制度」	
◎前文中 これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。	手法
◎市の責務 第9条の2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。	内容
◎市政への参画の機会等 第13条 市は市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程のすべてにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。 第1項 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。 第2項 市民、市民公益活動団体及び事業者からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。	メリット デメリット

奈良市協働政策提案制度	
制度の趣旨	協働政策提案制度は、公共的な地域課題を市民と行政が、互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報・資金など)を結集し、協働によってより効果的な解決を図ることを目的とする。
協働提案事業のメリット (市民活動団体)	行政が持つ情報や知識を活用することで、ノウハウの蓄積が可能となる。 行政との協働事業によって、事業の実現性が高まるとともに、より効果的な事業が期待できる。
協働提案事業のメリット(行政)	多様化する市民ニーズに柔軟に対応した新たな公共サービスの提供が可能になる。 市民公益活動団体と協働することで、団体の活動方法や考え方を知ることができ、事業手法の見直しや職員の意識改革の契機となる。
提案する事業の要件	市民と行政が、課題意識や目的を共有でき、地域の課題や社会的課題の解決につながるもの(地域課題・市民ニーズ分析、公共性) 提案する市民(団体)自らが担うことが可能なもの(実施能力) 市民と行政が協働することによって、相乗効果が生じる 市民と行政が協働することによって、相乗効果が生じると認められるもの(効果) 役割分担が明確かつ妥当なもの(役割分担) 予想される成果が明確で、将来展望が明らかなもの(事業の発展性・将来展望)
効果	①市民に身近な市民公益活動団体の先駆性・柔軟性を活かしたアイデア及び多様な人材の協力によって、より効果的な地域課題の解決・市民サービスの向上に繋げる。 ②市民公益活動団体と市との協働による新たな公共サービスとして、活躍の場を提供することで、団体の育成支援を図るとともに、市民参加の促進。 ③本制度を通じて、市民公益活動団体と行政とのパートナーシップの強化を図り、多様なニーズに迅速かつ的確な対応。
提案区分①	テーマ設定型(課題提示型)
内容	市が認識している地域の課題や協働して進めたいと思っている事業をあらかじめテーマを設定し提示します。
提案区分②	市民提案型(自由提案型)
内容	分野を問わず広く地域の課題の解決を図るため、市との協働により効果的な解決が図られる事業提案を募集します。